

令和3年12月15日  
神奈川県剣道連盟

## 神奈川県称号審査会・受審者講習会の開催について

### 1 剣道(称号審査)関係

- ・ 神奈川県称号審査会・受審者講習会の開催について
- ・ 称号 県審査受審要領
- ・ 剣道錬士・教士称号審査会 受審申告書 (県剣連会長宛)
- ・ 錬士 受審申請書(本人用) (全剣連提出用)
- ・ 錬士 受審申請書(本人用) 特例錬士用 //
- ・ 錬士 候補者推薦書 特例錬士用 //
- ※ 特例錬士を受審される方は、資格等の事前審査を行いご本人に連絡いたします。
- ・ 教士 受審申請書(本人用) (全剣連提出用)

### 2 日程 締め切り日等

区分	開催日時	場所	<県剣連締め切り日>
神奈川県称号審査会	令和4年2月12日(土) 9:00 ~ 12:00	県立武道館	1月11日(火)県連事務局 必着
受審者講習会(座学)	令和4年2月12日(土) 13:00 ~ 15:00	県立武道館	

<全剣連> 教士 筆記試験	教士筆記試験について、現時点では筆記試験か、 論文提出いずれかはわかりません。 錬士論文課題と併せて要項届き次第お知らせいたします。 (全剣連要項配布2月上旬予定)
------------------	---

以上

令和3年12月15日  
神奈川県剣道連盟

剣道・居合道・杖道 称号審査 受審者講習会 (座学) の開催について

掲記の件につきまして、全剣連の称号審査で当県よりの受審者が不合格となるケースがあり、剣道連盟では全員合格を目標に受審者全員(一部除く)に講習会出席を制度化しました。

従いまして <神奈川県剣道称号審査会受審者>は、講習会出席が必須(一部除く)となりますので、申し込みは不要です。

尚、受審予定者以外で講習会を受講されたい方、<居合道部><杖道部>で受講される方は、下記用紙でお申し込みの上、講習会当日会場で受講料をお支払い下さい。

記

1. 開催日時 : 令和4年2月12日(土)
2. 開催場所 : 県立武道館 剣道場
3. 担当講師 : 教士八段 田島東海男 先生
4. 講習内容 : 提出論文の書き方、まとめ方
5. 受講料 : 1,000円 2月12日(土) 講習会当日 会場にて納入して下さい。
6. 申込締切 : 令和4年1月11日(火) 剣道連盟事務局必着の事

----- きりとり -----

神奈川県剣道連盟 事務局 宛 <FAX 045-321-6176>

受講者 : なし 受講者が居ない場合も必ず連絡して下さい

受講 申し 込み 書	1		才	男・女
	2		才	男・女
	3		才	男・女
	4		才	男・女
	5		才	男・女

支部

担当者:

電話:

FAX:

受講料 1,000円/人 : 円

以上

神奈川県称号審査会(剣道：錬士・教士)受審要項

1. 県称号審査会 : 令和4年2月12日(土) 9:00 集合(厳守) 県立武道館 剣道場  
 称号審査講習会 " 13:00 開始予定 "  
 (受審者の人数により終了時間が変更になる場合もあります)
2. : 添付の「受審要項」を参照して下さい。
3. 申し込み締切 : **令和4年1月11日(火) 剣道連盟事務局必着** (受審料は所定の口座にお振込下さい)
4. 提出書類等

項	内容	以下の書類に自筆で記入し、所属支部剣連に申し込む	錬士		教士
			一般	特例者	
1	受審資格	県剣道錬士・教士称号審査会 受審申請要項を満たしている者	○	○	○
2	提出書類	剣道称号審査会 受審申告書……………県剣道連盟会長宛	○	○	○
		資格証明資料を添付……………会員証・受講証明等のコピー	○	○	○
		錬士受審申請書(本人用)……………段位様式第5号様式	○		
		特例 錬士受審申請書(本人用)……………段位様式第9号様式		○	
		特例 錬士候補推薦書……………段位様式第10号様式		○	
		※ 特例 錬士申請者は、資格等の事前審査を行い受審の可否をご本人に連絡いたします。			
		錬士 提出小論文締め切り 全剣連より要項が届き次第日程ご連絡いたします。	○	○	
		教士受審申請書(本人用)……………段位様式第4号様式			○
		社会体育指導員認定者(中級・上級)………認定書のコピー	○	○	○
3	受審料	県審査会審査料……………受審申し込みの際各支部に納入	10,000円		14,000円
		全剣連審査料……………当日<県審査会合格者>は <b>会場係員に納入</b>	7,000円		10,000円
4	装具等	剣道着・袴・剣道具・木刀(大・小) 持参して下さい	○	○	○

5. **教士試験について、現時点では試験か、論文提出いずれかはわかりません。錬士論文課題と併せて要項届き次第お知らせいたします。(全剣連要項配布2月上旬予定)**
6. 添付資料 \* ① 神奈川県剣連資料 錬士・教士 称号審査申請資格・県称号審査受審要項  
 \* ② 申請書類 県剣連提出用 ×1種類 ・ 全剣連提出用 ×4種類  
 ※ 申請書類は必ず添付の用紙をコピーして申請して下さい。**旧形式の書式やFAXで受信した用紙は使用出来ません。**

## 神奈川県称号審査会（剣道 錬士・教士）要項（一部改定）

**\* 受審規程の実施期間は令和3年9月～令和4年2月 までとする。**

### 錬士号

#### 受審資格

- ◎ 六段・七段受有者で 取得後 1年 を経過した者  
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
  - ① 日本剣道形 1回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
  - ② 審判法 1回 以上
  - ③ 指導法（合同稽古会） 1回 以上
  - ④ 審判経験 無し
  
- ◎ 五段受有者で、五段取得後 10年以上 経過し 年令 60才以上 の者  
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
  
- ◎ 六段・七段取得後 1年 を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格（中級・上級）認定者は  
全剣連の<小論文提出>が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

### 神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 打太刀 ・ 仕太刀 両方を行う。
- ③ 講習会（座学）： 全剣連の称号本審査に提出する「小論文」作成方法について（当日開催）  
社会体育指導員資格（中級・上級）認定者を除く全員出席のこと

### 教士号

#### 受審資格

- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者  
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
  - ① 日本剣道形 1回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
  - ② 審判法 1回 以上
  - ③ 指導法（合同稽古会） 1回 以上
  - ④ 指導歴を提出 支部会長の承認が必要
  
- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格（上級）認定者は  
全剣連の「学科試験」が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

### 神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 形の何本目かを指定し、解説・実施させる。
- ③ 講習会（座学）： 全剣連の称号本審査に向けての 学科試験の取り組み方について（当日開催）  
社会体育指導員資格（上級）認定者を除く全員出席のこと。

平成13年04月01日改定  
 平成16年06月24日改定  
 平成17年12月15日改定  
 平成20年12月04日改定  
 平成23年12月01日改定  
 平成24年04月01日改定  
 平成26年12月01日改定  
 平成28年06月09日改定

# 神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項 (一部改定)

**\* 受審規程の実施期間は 令和3年9月～令和4年2月 までとする。**

## < 剣道 錬士・教士 審査受審規程 >

		< 神奈川県剣道連盟 審査規程 >				< 全剣連 >	
称号	受審資格	受審日以前 [2年間] に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数を受講印のある者 (錬士・教士 共通)		審査規程	審査要項	審査結果	備考
		日本剣道形講習会	審判法講習会				
錬士	六段取得後1年を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上		
	< 特例 > 五段取得後10年を経過 年令 60才以上の者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	無し	論文提出
	六段取得後1年を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	< 免 除 >	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	論文提出 < 免 除 >
教士	錬士七段取得者で、七段取得後2年を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	「指導歴」 受審申請書類に記入し 各支部会長の承認を受 ける	学科試験
	錬士七段取得者で、七段取得後2年を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 < 免 除 >	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	社会体育上級 < 免 除 >

## < 神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会 >

区分	日本剣道形	審判法		講習会(座学)	
		主審	副審	全剣連審査に 向けての講習を 全員受講	社会体育(中・上級)認 定者 < 免 除 >
錬士	(打太刀・仕太刀)両方を行う	(主審：1回)	(副審：2回)		
教士	指定された何本目かを 解説しながら行う	(主審：1回)	(副審：2回)		